

## 2. 退学・再入学

- 1) 退学について  
病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、退学の承認を得なければなりません。
- 2) 退学の手続き  
「退学願」に必要事項を記入し、保証人連署の上、教務課に提出してください。なお、退学の時期が学期末の場合、当該学期履修科目の単位修得を希望する者は、当該学期の学費を納入し、当該学期末日付で退学願を提出しなければなりません。つまり、学期途中の日付、または当該学期の学費が未納の場合、当該学期履修科目の単位認定（試験—評価が済んでいても）はできませんので、気をつけてください。  
また、退学する際には、学生証を直ちに返還するとともに、図書の利用、奨学金の受給等がある人は、それぞれ納入、返済等の手続きを完了しておかなければなりません。
- 3) 再入学について  
退学した者が、退学した年度を含めて8年以内に再入学を願った場合には、選考の上、許可することがあります。ただし、再入学しても残りの在学期間で卒業の見込みのない者は、再入学を願い出ることとはできません。
- 4) 再入学の出願手続き  
「再入学願」に保証人連署のうえ、「再入学志願票」、「面接調書」、及び健康診断書を添付して、所定の手続期間に教務課に提出してください。
- 5) 再入学出願期間  
大学が定めた期間となります（詳細は大学ホームページをご覧ください）。
- 6) 再入学受験料  
35,000円（平成23年度参考）が必要です。
- 7) 再入学の時期  
4月とします。
- 8) 再入学時の学年  
再入学時の学年は、原則として退学時の学年とします。また、在学時の取得単位はそのまま認定され、履修状況の履歴もそのまま引き継がれますので、在学時の履修要綱に従い、残りの単位を修得し卒業を目指すことになります。  
ただし、在学時の学科の消失、カリキュラムの変更等がある場合は教務課の指示にしたがってください。
- 9) 入学手続き  
再入学を許可された者は、所定の日までに入学金と学費を納入し、入学手続き書類を教務課に提出しなければなりません。

コメント [AY1]: 挿入

## 3. 9月卒業

卒業の時期は、通常4年次学年末（3月）ですが、その時点で卒業延期となった者が、翌年度の前期終了時に卒業要件を満たした場合、9月末での卒業が可能となります。

**9月卒業を希望する場合は、当該年度時間割に記載されている期間内に、教務課窓口で所定の用紙を受け取り記入のうえ、教務課に提出してください。**

注1) 卒業に必要な科目が、前期で終了することが申請の条件となる。

注2) 9月での卒業の申請手続きをしない場合には、学年末（3月）での卒業となる。

注3) 9月卒業を願った者で、9月に卒業が決定した場合は、卒業の時期を3月まで延期することはできない。

## 4. 3年次卒業（早期卒業）【法学部のみ】

卒業の時期は、通常4年次学年末（3月）ですが、法学部では学校教育法第89条の規定に基づき、3年次学年末（3月）での卒業を認めています。

早期卒業は、2年終了時までで卒業に要する単位を76単位以上修得し、かつ3年次前期までの不合格科目を含む累積GPAが3.50以上である場合に申請することができます。

申請を行った学生が、3年次後期終了時までで卒業に必要な単位を全て修得し、かつ不合格科目を含む累積GPAが3.50以上であった場合には卒業が認められます。

